

2023年8月7日

内閣総理大臣

岸 田 文 雄 様

公務員労働組合連絡会

議長 武藤 公明

(公 印 省 略)

本年の人事院勧告・報告に関わる要求書

常日頃、職員の職務環境の整備や待遇改善にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事院は8月7日、月例給の民間給与との較差が0.96%（3,869円）であるとして、初任給・若年層に重点を置きつつ俸給表全体を改定すること、一時金の支給月数を0.1月分引上げ、年間4.5月とする給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における柔軟な働き方を実現するための制度改革の推進をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、近年にない高水準となった民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえたものであることに加えて、昨年を上回る物価高騰のもとで職員の生活改善を図るためにも、勧告通り実施すべきものと考えます。

また、公務員人事管理報告では、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とするためのより柔軟な働き方について、様々な改革のメニューが示されましたが、長時間労働の是正はもとより職場実態を踏まえた見直しでなければなりません。

このようなもと、職場においては、職員の懸命な奮闘が続いていますが、増大する業務量に見合った要員が恒常的に不足し、長時間労働が蔓延するなど厳しい状況は改善されておらず、良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備や適切な要員の確保と賃金労働条件の改善が極めて重要です。

貴職におかれましては、職員が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。
2. 公務における柔軟な働き方を実現するための制度改革の推進にあたっては、超過勤務の縮減、要員の確保とあわせて進めること。

以 上